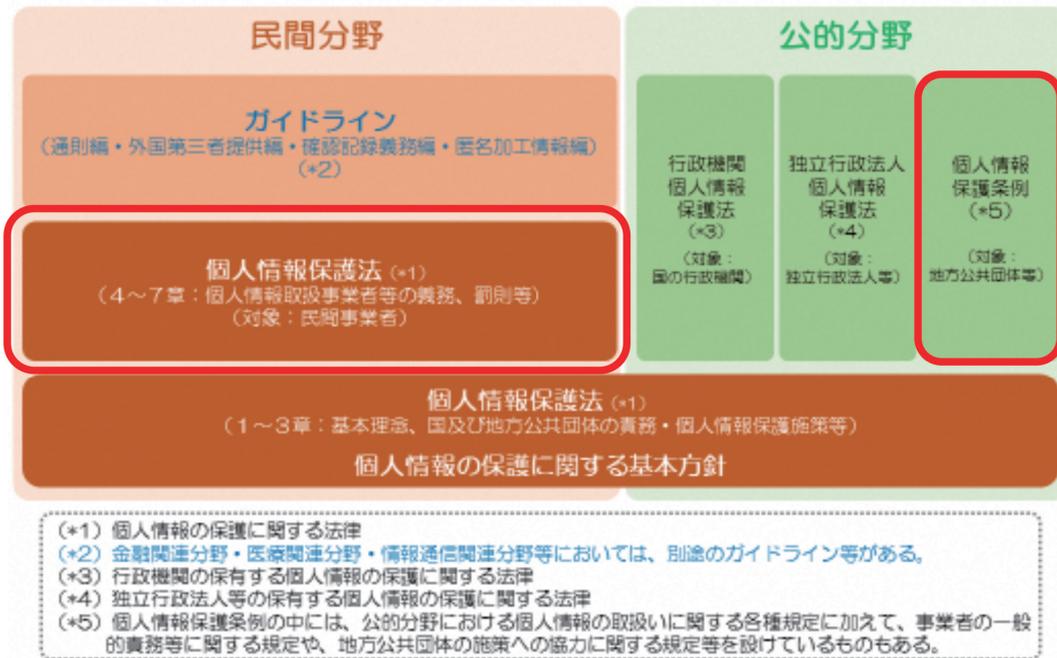


## 個人情報の取扱

### 【個人情報の考え方】

- 個人情報とは、「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」を言います（例えば、「氏名」、「成年月日と氏名の組み合わせ」、「顔写真」など）。
- 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージは以下のとおりです。中核機関や地域連携ネットワークに関する業務等を行う際にも、個人情報保護に関する法令を遵守することが求められます（※中核機関について、直営の場合の市区町村には個人情報保護条例が、委託の場合の社協やNPO法人等には個人情報保護法が適用されると考えられます。）。

### 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



個人情報保護委員会「個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ」を加工

※以下の【基本ルール】及び【例外】の記載は個人情報保護法を前提としていますが、個人情報保護条例にも基本的には同様の規定があります。

### 【基本ルール】

- 保有する個人情報を第三者に提供する場合には、基本的に、あらかじめ本人の同意を得ることが必要とされています（個人情報保護法第23条第1項）。本人や後見人等を支援する関係者・関係機関の間において個人情報を提供・共有する際にも、このことに留意する必要があります。

## 【例外】

○法令に基づく場合には、本人の同意を得ることを要しないものとされています（個人情報保護法第23条第1項第1号）。例えば、虐待された者を発見したときの市町村への通報の場合（高齢者虐待防止法第7条第1項）などが考えられます。

○また、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」についても、本人の同意を得ることを要しないものとされています（個人情報保護法第23条第1項第2号）。例えば、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態（いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態）にある高齢者等について、地域の関係者等（個人情報取扱事業者）が地域包括支援センター等の関係機関に当該高齢者等の個人情報を伝えて支援方針について協議する場合などにおいては、その生命・身体・財産の保護のため必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、本人の同意を得ずに行うことが可能であると考えられます。

※なお、市町村や地域包括支援センターにおけるセルフ・ネグレクト状態にある高齢者等への対応については、厚労省から都道府県宛てに通知が発出されています（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知 老推発0710第2号）。

## 【現在実施されている運用・工夫】

○静岡県三島市では、中核機関の委託先である市社協に対して業務に必要な本人等の個人情報を提供する取扱いを始めるに当たり、市の個人情報保護審議会に諮問してその承認を得るという手続を経た上で実施することとしました（P.145参照）。

○法律上、関係機関等の合議体における個人情報の共有等を認めている例があり、こうした合議体を活用している自治体もあります（生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用例として岡山県総社市（P.207）、消費者安全確保地域協議会の活用例として茨城県取手市（P.63）など）

## 【その他個人情報の漏えいの防止等のための運用・工夫】

○第三者提供に当たって本人同意を得る原則に加え、個人情報を取り扱う場合には、その漏えいの防止等、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

○受任調整会議により適切な後見人候補者を選定・推薦する取組を行っている自治体の中には、以下のような工夫を行っている例もあります。

■ 受任調整会議の構成員に、本人の情報等をみだりに漏らさないことを誓約してもらう（誓約書の提出を受ける。）。

■ 受任調整会議の終了後、会議で用いた本人の情報等が記載された資料を回収する。

■ 適切な後見人候補者の検討・選定に必要な情報に限って共有する（個人情報に該当するような本人の氏名、生年月日、入居施設の固有名詞等、必ずしも検討に必要な情報は共有しない。）。